

令和5年広審第23号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年5月9日10時50分

香川県三ツ子島北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名	遊漁船A	モーターボートB
総 ト ン 数	2.6トン	
登 録 長	9.62メートル	7.68メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	254キロワット	80キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部やや後方に操舵室を配し、同室右舷寄りに舵輪、舵輪前方に左舷側からソナー、魚群探知機兼用GPSプロッター及びレーダーを、同右側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、有効な音響による信号を行うことができる手段として拡声器を備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、それぞれ救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和5年5月9日06時00分岡山県下津井港を発し、同県六口島東方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時30分前示釣り場に到着して遊漁を行ったのち、釣り場を発進し、08時15分水島航路と備讃瀬戸北航路が交差している三ツ子島北西方沖合の釣り場に到着して遊漁を始めた。

a受審人は、スパンカーを揚げ、流し釣りと潮上りを繰り返し、10時25分半僅か前牛島灯標から063度（真方位、以下同じ。）1.62海里の地点で、潮上りを終えて機関を停止し、船首を北方に向けて漂泊を開始し、折からの潮流により248度の方向に1.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流されながら流し釣りを始めた。

a受審人は、右舷後部甲板で脚立に腰を掛けて遊漁を続け、10時47分牛島灯標から062度1.26海里の地点で、船首が000度を向いていたとき、左舷船尾31度1,200メートルのところに、

Bを視認することができ、その後同船が衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、10時50分僅か前左舷船尾至近にBを認めたものの、どうすることもできず、10時50分牛島灯標から061.5度1.22海里の地点において、Aは、船首が000度を向いたまま、その右舷船尾部にBの船首が後方から31度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の北風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、衝突地点付近には西南西方に向かう強い潮流があった。

また、Bは、船体中央部に操舵区画を配し、同区画右舷側に舵輪、その右側に機関遠隔操縦装置、その下側に魚群探知機兼用GPSプロッターをそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日06時30分岡山県大畠漁港を発し、香川県牛島西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、07時00分前示釣り場に到着し、錨泊して釣りをを行い、10時40分釣り場を発進して帰途に就き、舵輪後方に立って操船に当たり、10時43分半僅か前牛島灯標から150度1,460メートルの地点で、針路を香川県与島と同県羽佐島の間に向く031度に定め、機関を回転数毎分2,000にかけ、折からの潮流により左方に3度圧流されながら13.0ノットの速力で手動操舵によって、進行していたとき、船首方約1.5海里のところに、スパンカーを揚

げているAを初認した。

b受審人は、10時47分牛島灯標から090度1,410メートルの地点に達したとき、Aが正船首1,200メートルのところとなり、その後同船に衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、Aは自船の左舷側を無難に航過するものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

b受審人は、船尾甲板で異音を発していることに気付いて船尾甲板に移動し、船尾方を向いて船尾錨と錨索の整理を行い、Aを避けることなく続航し、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船尾部外板に亀裂を伴う擦過傷、スパンカーマストの曲損等を生じたが、のち修理され、Bは、船首外板に擦過傷等を生じ、a受審人が右前腕部肘挫創を負った。

（航法の適用）

本件は、三ツ子島北西方沖合において、航行中のBと漂泊中のAとが衝突したもので、衝突地点付近が海上交通安全法の適用海域であるものの、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶の関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務により律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、三ツ子島北西方沖合において、大島漁港に向けて航行中のBが、動静監視不十分で、漂泊中のAを避けなかったことによって発

生したが、漂泊中のAが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b 受審人は、三ツ子島北西方沖合において、大畠漁港に向けて航行中、船首方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、Aは自船の左舷側を無難に航過するものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中の同船に衝突のおそれがある態勢で接近する状況であることに気付かず、Aを避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、a 受審人を負傷させるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a 受審人は、三ツ子島北西方沖合において、遊漁のために漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年3月12日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 岩 崎 欣 吾

審判官 永 本 和 寿

審判官 山 本 哲 也